

## 【2009 年度事業報告】

### 活動方針に対する取り組み（会長 出江 寛）

本年度の事業報告は、J I A活動に積極的に参加していない方々にもよくご理解いただけるよう、総花的かつ事務的な報告でなく、「会長が、マニフェストをもとに、重点政策をどのように考え実行してきたか、その結果どんな成果を上げたか、更に今後の課題」など、皆さんに最も興味あるところを重点的に述べます。同時に単年度分のみならず、1期2年の会長在任中の活動も併せて報告し、総括します。配布済みの「アニュアルレポート」中の「2009年度J I A総括」もあわせてご一読下さい。

#### 1. 2年間の会長在任中に、社会や建築界で大きな変化がありました。

1) 2008年10月、米リーマンショックによる世界同時不況勃発。

日本の建築界もその影響を受ける。

2) ここ数年の建設投資の大幅な削減。

1990年前後には約84兆円あった国内建設総需要も、現在、その約53%、45兆円を切る。

3) 2008年頃より、建築基本法制定の機運の醸成。

この包括的理念法に触発され、建築関連法の改革の機運も高揚。

4) 2008年11月、建築士法改正。

①構造設計一級建築士と設備設計一級建築士の誕生。

②建築士法第24条の7(重要事項の説明)、

及び同第24条の8(書面の交付)の義務付け。

③建築士の3年毎の定期講習と管理建築士講習の義務付け。

④国土交通省告示第15号 新「業務報酬基準」の策定。

⑤建築士会が建築士資格の「中央指定登録機関」化。

5) 2009年9月、政権交代で民主党政権の発足。

同政権の野党時代、2006年通常国会上程法案は、J I Aの予てからの理念に近い。設計・施工の分離／保険加入の促進／建築確認済証の行政による発行、の3点。

#### 2. 先に、私は2007年秋の会長選挙時に、マニフェストの骨子「3つの目標」を提示しました。

1) 建築家とその所員が世間並みの収入を得られる設計業務環境の実現を目指す。

2) 設計監理における建築家の統括権と責任を定めた「建築家法」の制定を目指す。

3) 中央集権的な組織運営を見直し、地域の自主性を高めてJ I Aの活性化を図る。

報告の詳細は各委員会に委ね、私のマニフェスト及び会長在任中に発生した市民や建築界に大きく影響する以下の事柄に限定します。

## A. マニフェスト関連

- 1) 設計業務環境の改善、
- 2) 登録建築家のオープン化、
- 3) 地域の自主性を高めた J I A の活性化、

## B. 建築界の趨勢関連

- 1) 建築基本法の制定、
- 2) 建築関連法規の改革＝現政権への政策提言、
- 3) 建築界全体のフェデレーション（緩やかな連合体）、

## A. マニフェスト関連

### 1) 設計業務環境改善＝依頼度撤廃、新報酬基準、脱実績主義

2009年、建築3団体会長から自治体に対する新業務報酬基準についての共同要望を行いました。その結果、

- ①慣例的に約6割とされ、業務報酬の安易な値切りにつながる公共建築設計委託における「依頼度」を国交省が撤廃した。（依頼度とは、公共建築の発注者側が事前仕事を予め予算から差し引いた残額で設計者に発注する、その割合）
- ②告示15号の新業務報酬基準の遵守などが明示された。  
地方自治体にもこれらの運動を推進する必要があります。  
また、継続的に行ってきた J I A 独自の運動成果として、
- ③東京都が初の自治体として、プロポーザル方式の参加要件から「実績主義を排除」し、アトリエ系や若手設計者にも開放、提案に比重をおくとの方針を打ち出したこと。特に若手設計者には「実績がなくても実力が認められれば設計者に選ばれる」という大きな希望と勇気を抱かせます。設計者選定の革新的な進歩と言えます。
- ④更には、若者に夢を与えるために、可能なら各市町村でのプロジェクト中、年間1つ以上を実施コンペにする要請運動を各自治体に行っています。
- ⑤その範として、40歳以下の建築家を対象に、「U-40六甲山頂の展望台」の設計コンペを実施し、好評を得ることができました。（2010年7月竣工予定）副産物として、大量の若手建築家が本会に入会しました。
- ⑥設計者選定には特定の集団に偏ることなく、透明性や選定機会の平等性を確保しながら設計入札以外の方法を推進し、ダンピングさせない対策としています。
- ⑦また、建築確認申請書提出時には建築士法第24条の8（書面の交付）のうち「設計契約書」添付を義務化する運動も継続展開しています。

### 2) 建築家資格制度の法制化を目指したオープン化（社会制度化）

試行済みの「登録建築家」資格を2009年12月からオープン化しました。なぜ

「登録建築家」資格が必要なのか。それは、市民に分かりやすいこと、資格のブランド化です。

- ① 1級約30万人、2級ほか約70万人、建築士資格が建築全般に関わる基礎資格になった現状では、日本の建築士資格として本来の建築設計・監理を行う者の資格の明確化を要します。
- ② また大多数の国で採用されているUIA推奨基準に準拠した設計者資格としなければなりません。プロフェッショナリズムの4原則（専門性・自律性・委任・責任）を備えた「登録建築家」資格を創設してこそUIA基準が満たされます。
- ③ 更に「自由・独立・公正」のJIA3職能理念を堅持しつつ「登録建築家」資格の職能法としての法制化を目指します。
- ④ それには、専門教育カリキュラムの改革や統括設計一級建築士資格の創設などの現行建築士資格の改革も要します。
- ⑤ 建築界の縮小した国内市場から「海外への進出」にも不可欠です。

これには、JIAに国際事業本部を設け、アトリエ派にも海外、特に東南アジア等への進出を手助けすべきです。

2010年4月末現在、登録建築家総数は2162名。今期更新は、対象者946名中約83%の787名。新規申請は、2008年度の新規申請キャンペーンの反動からか、会員20名、非会員11名、合計31名に留まり、結果として18名の会員、10名の非会員（内実務訓練生3名を含む）、合計28名が新規に登録認定されました。

今後の課題として、更新率を高め、会員・非会員を問わず登録者を増強すること、本制度の本道「実務訓練コース」に参加する若手設計者の開拓、さらに建築士会などとの合同での第三者認定機関の設立、社会への認知度を高めることなどです。

### 3) 地域の自主性を高めたJIAの活性化

#### =WEB会議、総会の大阪開催、会長選挙の慣習化

この2年間にわたり、中央集権的な組織運営を見直し、地域の自主性を高めてJIAの活性化を図りました。

#### ①WEB会議の導入

まず、理事会はじめ本部委員会にWEB会議を導入しました。本部・支部にモニターを設置し、更に理事や主要委員の事務所からも参加できることで、東京に偏っていた開催場所を分散、全国から参加しやすいように改善しました。その結果、全国の支部や地域からの声が本部に届き、「経費節減と地域からの参加」の一石二鳥を実現できました。

#### ②通常総会の大阪開催

2009年度JIA通常総会は、大阪で開催されました。従来の東京での総会は参加者の大部分が関東に偏っており、全国の他支部からの参加は、支部や地域会の役員に限られていました。参加人数も東京開催では例年100名程でしたが、大阪開催で

は130余名に達し、初参加者も増えました。年に1度の「通常総会」も「全国大会」と同様に、原則、東京・大阪交互開催、その中間年度は他支部での開催とするのも、全国の会員の文化交流になり、JIAの活性化に繋がることが実証されました。今後この習慣を定着させるべきだと考えます。

### ③ 会長選挙の慣習化

現出江会長自身がJIA初の投票選挙により誕生しましたが、次期会長も投票選挙により選出されました。従来のように通常総会での事業方針や所信表明演説で初めて新会長の考えや方針が会員に理解されるのではなく、「マニフェスト」を掲げての投票選挙をつうじて、全会員が間接的にでも会の意思決定に参加できます。選挙期間中は、複数の候補者の全国行脚により、会長選出以前に全国の有権者の評価に晒されます。この時こそ、特に地方の会員がJIAの政策に関心をもち、候補者も地域の声を聞いて、JIA全体が活性化し一体化するのです。当選者自身も責任の重大さを感じます。

## B. 建築界の趨勢関連

### 1) 建築基本法の制定＝包括理念で体系化する推奨基準

JIAのいう「建築・まちづくり基本法」は、複雑化した建築関連諸法を、最上位法として整合性ある包括理念のもとに体系化した指針です。建築の公益性や地域性を重視し、新規の建築行為と同時に建築物の維持管理や用途変更をも包含したサステイナブルな「質の高い、文化的で美しい建築・まち」へ誘導し、市民意思や専門家判断を重視して新しい価値を創出しつつ次世代に継承するための「推奨基準」です。

2009年3月、韓国の建築家を招聘し、「日本の建築法体系の目指すところと韓国建築基本法」と題したシンポジウムを開催。日本での基本法制定の大きな参考になりました。また、7月には建築基本法特別委員会を発足させ、より具体的な調査・研究体制を整え、10月の京都大会でもシンポジウムを行いました。

建築・まちづくり基本法（案）には、理念だけでなく、憲法第25条「生存権」を受け「国民は安全で美しい国土や都市、建築での生活を享受する権利をもつ」と宣言し、次代に引き継ぐ遺産をいかに構築するかの視点から、市民の方々はじめ、建築に関わる多くの主体、とりわけ「専門家の責務」と「建築主の責務」を明示し、基本理念を具現化する「施策のあり方や手法」を明確にしています。

これに関連して、JIAは平成20年度国交省「建築基準整備促進補助金事業／建築の質の向上に関する検討」に応募するため、「美しい建築等推進特別委員会(委員長・長島孝一)」を設置、平成21年3月「『美しい建築』に対する行政の誘導」のテーマで、国交省に報告書を提出しました。提案の骨子は「美しいまちづくりを実現するための法整備の枠組み」として、／建築計画許可制度の導入／まちづくり助言機構(日本版CABE)の設置／建築・まちづくり基本法の制定の3点。平成20年度版は、「国交省／社会資本整備審議会／建築分科会／基本制度部会(出江も委員)」等で行われ、

好感をもって迎えられました。平成21年度も継続し、全国の「住環境悪化や建築近隣紛争の多発」を防止・改善するため、その「問題点」を明らかにし、「行政ができること」を提言、結果として「建築家の活動と役割が必須」との論旨を明確にアピールしました。

以上は、建築の安全性に加え文化性を高めたより美しい環境を創造することを目的としており、「生活者目線」と建築の「業界目線」双方を要します。建築家の自画自賛にならないよう、関係各界の意見に耳を傾けることが肝要です。

## 2) 建築関連法規の改革＝現政権への政策提言

2006年通常国会に上程された民主党の「建築士の独立性強化を主眼とした建築基準法、建築士法改正」法案は、JIAの基本理念に極めて近いものです。私は、政官財一体／私権と企業重視／規制緩和などの従来の方針に代わり、現政権の生活者目線への明確な転換を歓迎しています。この改正法案は「ゼロベースから検討する」とのことですが、私の政策提言のうち、建築基準法、建築士法のみを記しますと、

**(1) 建築基準法**では、地域主権の観点から、日本の多様な風土・文化や地域の個性を活かした建築やまちづくりへ誘導しうるよう、建築確認制度に建築計画許可制度を加味する。将来は、集団規定に関わる部分のみを許可制度上の計画審査の対象とし、単体規定については法の厳格化よりも専門家に責任と権限を与え、行政の簡素化を図る。

**(2) 建築士法**では、「設計・監理に携わる建築士」の割合が2割未満の現状から建築士資格を「建築全般に関わる基礎資格」にする必要があること。その上で、統括設計資格（意匠・統括）と専門技術資格（構造・設備等）とを分離して「統括設計一級建築士」資格を設け、将来的には、業務独占権をもち、技術力・独立性・倫理性・芸術性を有し、依頼者と利害衝突のない立場にある「建築家」職能法の制定を目指します。

## 3) 次期会長に託す今後の課題

**(1) 「設計業務環境の改善」＝設計業務の経済的基盤の盤石化のために**

**(2) 「建築五会の緩やかな連合」＝市民の信頼獲得と建築文化の向上のために**

2010年3月12日、学会で「建築五会共催シンポジウム－新たな建築・まちづくりに関わる制度と仕組みはどうあるべきか」が開催されました。「五会会長揃ってのシンポジウム」は史上初のことです。

定期的な五会会長会議では、昨年より「建築基本法」や「建築の質の向上に関する検討」「建築基準法、建築士法、都市計画法等の抜本改正」など、建築界に共通する課題について懇談されてきました。そこでの発言は会の代表者の意見ではあるものの公式見解ではなく、各会長が忌憚ない意見を交換しあうことが目的です。

JIA会員の基盤「設計業務環境の改善」には法制度改革が不可欠で、少なくとも共通課題について建築界のまとまりがないことには法制度改革は成就しません。各団体が自らのスタンスや主張を明確にしつつ、建築界全体の危機感を共有する機運にある今こそ、「建築基本法」の制定を核にフェデレーション（緩やかな連合体）を組む契

機です。「小異を捨てて大同に付く」には「小異を知る」たゆまぬ努力が不可欠です。

まず手始めに、全5会とも異存ないと思われる「伝統的木造建築」について基準法を改正し、成功実績をつくることです。世界に誇れるサステイナブルな木の文化の継承は、建設業のみならず林業・水産業など他の関連産業の振興にも寄与します。また、木材は市民にとってCO<sub>2</sub>を吸収する最も身近な素材で、戸建住宅の約7割を木造が占めています。

このフェデレーションを継続し発展させていくことが、建築界全体への市民の信頼を獲得し、「設計業務環境の改善」にもつながり、ひいては日本の建築文化の向上と発展に寄与しうることを確信しています。特に、芦原太郎次期会長にはこの両者の発展に尽力されることを大いに期待しています。

会長在任中の2年間、皆様のご支援に感謝いたします。

## 2009年通常総会

2009年6月22日（月）午後1時30分より4時00分、大阪中央区にある綿業会館7階会場にて開催。正会員数4,793名の内、出席者総数1,795名（委任状による出席者数1,663名を含む）により総会が成立。

議長に松本敏夫副会長、副議長に與謝野久副会長及び松本純一郎副会長を選出し、下記の議案につき審議し、いずれも原案通りに可決承認された。

- 第1号議案 2008年度事業報告及び収支決算に関する件
- 第2号議案 2009年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 JIA特別委員会環境行動ラボの特別会計化の件
- 第4号議案 名誉会員の件
- 第5号議案 終身正会員の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 会費規定の改定

## 本部役員選挙

2009年度は会長選挙の年にあたり、通常より早めに第1回選挙管理委員会を7月8日に開催、役員選挙基準等の確認・選挙日程等の決定の上、「建築家

architects」2009年8月号にて第1回告示を行った。9月14日の立候補締切日迄に、会長には芦原太郎会員と相田武文会員の2名の立候補、また関東甲信越支部長兼任理事については、上浪寛会員と庫川尚益会員の2名の立候補があったが、その他支部長、理事については立候補者数と定数が同じであった。この結果を「建築家 architects」2009年11月号で第2回告示をした。11月13日開票の結果、それぞれ約53%、約51%の投票率のもと、会長には芦原太郎会員、関東甲信越支部長兼任理事には上浪寛会員が当選人となった。この結果は、「建築家 architects」2010年1月号に掲載した。

9月14日付で小島孜近畿支部選出理事から辞任届が提出されていたこと、10月28日付で、斎藤正四国支部選出理事・支部長候補者より立候補辞退届が出ていたことから、それぞれ補欠選挙、再選挙を行うため「建築家 architects」2010年1月号で、3回告示をした。1月22日立候補締切の結果、理事については、立候補者数と定数が等しく1名であったが、近畿支部長兼任理事については、沼田亘会員と太田隆信会員の2名の立候補があり、3月8日投票締切日後の、3月11日の第5回選挙管理委員会で開票の結果、約48%の投票率のもと、沼田亘会員が当選人となった。この結果は、「建築家 architects」2010年4月号に掲載した。以上により、次の通り役員候補が確定した。

【会 長】 芦原 太郎

【理 事】	北海道支部	定数 1	(理事・支部長)	鈴木 敏司
	東北支部	定数 1	(理事・支部長)	水戸部 裕行
	関東甲信越支部	定数 4	(理事・支部長)	上浪 寛
			(理事)	室伏 次郎
			(理事)	堀越 英嗣
			(理事)	東條 隆郎
	東海支部	定数 2	(理事・支部長)	小田 義彦
			(理事)	中村 久
	近畿支部	定数 2	(理事・支部長)	小島 孜
			(理事)	古久保 泰男
			(理事)	沼田 亘 (補欠選挙)
	中国支部	定数 1	(理事・支部長)	山田 暁
	四国支部	定数 1	(理事・支部長)	細木 茂
	九州支部	定数 1	(理事・支部長)	市川 清貴
	沖縄支部	定数 1	(理事・支部長)	慶佐 次操

【監 事】 勝村一郎 (近畿支部)

## 理事会・建築家資格認定評議会

### 1. 理事会

昨今の経済環境、JIAの財政問題、建築設計に関わる法令改定やJIA諸施策やJIA

自身の法人形態選択課題等多くの審議事項、協議事項がここ数年山積しており、結果として理事会開催回数は数年前と比較して倍増している。一方 2008 年度に導入した WEB 会議システムを活用することで、60%から 70%の理事会は全員集合せず WEB 会議とできたため、経費節減には大いに効果があがっているが、同時に、多くの理事から複雑な審議事項が山積する会議は全員集合の対面方式でないと踏み込んだ討議が出来ないとのクレームも出ている。

毎月 1 回、12 回想定 of 理事会で 4 回を集合方式会議として計画したが、実際には、2009 年度は、結果として合計 15 回の理事会を開催し、内 6 回が全員集合会議、9 回が WEB 会議となった。

臨時理事会（6 月 22 日）： 総会決議承認を前提とした新役員体制での初会議  
第 173 回理事会（7 月 17 日）WEB 方式： ①委員会規定 2 期 4 年厳守遂行、②  
建築基本法委員会設置、③会員専用 HP 作成、

第 174 回理事会（8 月 28 日）WEB 方式： ①暫定役員報酬・退職金規定の制定、  
②委員会統合・予算統制のための正副会長会議発足、③JIA 財政支援金  
返還の確認

第 175 回理事会（9 月 17 日）WEB 方式： ①資格制度細則改訂案承認、②法人  
形態コンサルティング結果報告、

臨時理事会（10 月 15 日）書面表決方式で、PCA 会計システム導入承認。

第 176 回理事会（11 月 16 日）WEB 方式： ①名誉会員選考規定改訂、②11 名  
の資格喪失承認、③専務理事選考委員会報告

臨時理事会（11 月 24 日）WEB 方式： 資格制度審査マニュアルの協議

第 177 回理事会（12 月 11 日）大阪開催： ①2010 年度総会名古屋開催、②ベル  
コリーヌ問題協議、③決算見込、④国交省立入検査報告

第 178 回理事会（1 月 19 日）WEB 方式： ①資格制度 3 マニュアル承認、②次  
期専務選定結論出ず、③ベルコリーヌ報告、④リフレッシュセミナー

第 179 回理事会（2 月 19 日）東京開催： ① 低価格入札事務所に主宰者のみ  
ならず所属 JIA 会員全員に「お願い文」送付、HP 掲載を承認、②CPD 細  
則改定承認、③38 名の資格喪失承認、④筒井専務理事承認、

第 180 回理事会（3 月 19 日）東京開催： ①常勤役員報酬・退職金規定改訂、  
②DAAS 活動報告、③UIA 準備対応体制強化方針、④近畿補欠選挙結果  
を受け、2010 年度役員体制の確定、⑤予算は数回前から協議、審議す  
るが結論出ず。⑥法人形態は審議継続

第 181 回理事会（4 月 9 日）東京開催： ①終身正会員推薦承認、②名誉会員推  
薦承認、③旅費規定改訂、④政府・公共団体からの事業受託ガイドライ  
ン承認、⑤災害対策義援金募集承認、⑥2010 年度暫定予算執行承認、  
⑦2009 年度仮決算承認、⑧2010 年度予算継続審議、⑨法人形態移行ス  
ケジュール改訂案承認、

臨時理事会（4月15日）WEB方式： ①2010年度予算承認

第182回理事会（5月10日）WEB方式： ①総会議案承認

第183回理事会（5月27日）名古屋開催： ①総会・懇親会の確認

## 2. 資格制度認定評議会

第1回 建築家認定評議会（9月9日）

- 1) 細則改正案について
- 2) 運営マニュアルの検討について

第2回 建築家認定評議会（10月30日）

- 1) 72名の登録建築家の登録更新
- 2) 建築家認定評議会運営マニュアル及び登録建築家審査マニュアルについて

第3回 建築家認定評議会（3月26日）

- 1) 788名の登録建築家の登録更新
- 2) 28名の新規登録認定
- 3) 支部認定評議会評議員の選考